

# 子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議 次第

日 時 令和7年10月9日（木）10:30～12:00

場 所 長野県庁本館 特別会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

(1) 長野県の20歳未満の自殺の現状について【資料1】

(2) 自殺対策基本法の改正について【資料2】

(3) 子どもの自殺対策の取組状況について【資料3】

・RAMPSの現状について

( 質 疑 )

(4) 意見交換【資料4・5】

## 4 閉 会

## 子どもの自殺対策プロジェクトチーム構成員名簿

令和7年度

職	氏 名	所属及び職	出欠
座 長	阿部 守一	長野県知事	
座長代理	武田 育夫	長野県教育委員会教育長	
構成員	小澤 工三	長野県教育委員会スクールカウンセラー 一般社団法人長野トラウマケアセンター理事 (公認心理師・臨床心理士)	
"	保科 潔	長野県中学校長会幹事 長野市立篠ノ井西中学校長	代理
"	清水 康之	特定非営利活動法人 ライフリンク代表	
"	血脇 洋恵	中央児童相談所長	
"	長岡 秀貴	特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人 理事長	欠席
"	西沢 宏	エクセラン高等学校長	
"	服部 靖之	長野県高等学校長会長 長野県飯田高等学校長	
"	本田 秀夫	精神科医師 (信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授)	
"	宮崎 貞子	長野県教育委員会スクールソーシャルワーカー	
"	森田 舞	コーチングアカデミー長野校校長 ゆめサポママ@ながの共同代表	
"	矢島 宏美	特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメント CAPながの理事 長野県教育委員	欠席

五十音順、敬称略



令和7年度  
子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議

# 長野県の20歳未満の自殺の現状

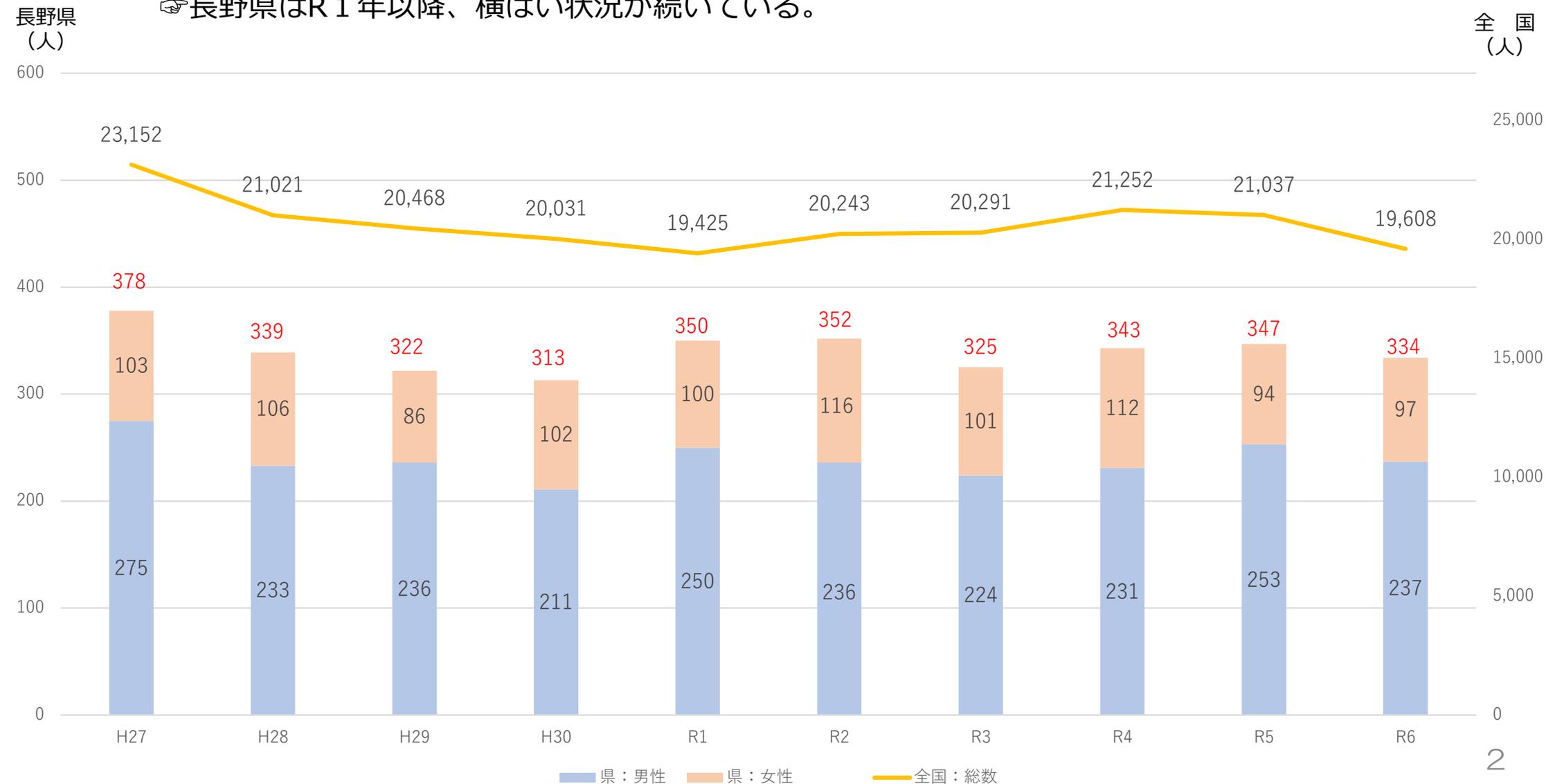
令和7年（2025年）10月9日  
長野県健康福祉部疾病・感染症対策課

# 長野県の自殺の現状（全体）

出典：人口動態統計（厚生労働省）

## ① 全体の自殺者数の推移

- ☞ 自殺者数は、H30年までは減少傾向だったが、全国はR2年から増加に転じ、R5からは減少に転じた。
- ☞ 長野県はR1年以降、横ばい状況が続いている。



# 長野県の自殺の現状（全体）

出典：人口動態統計（厚生労働省）

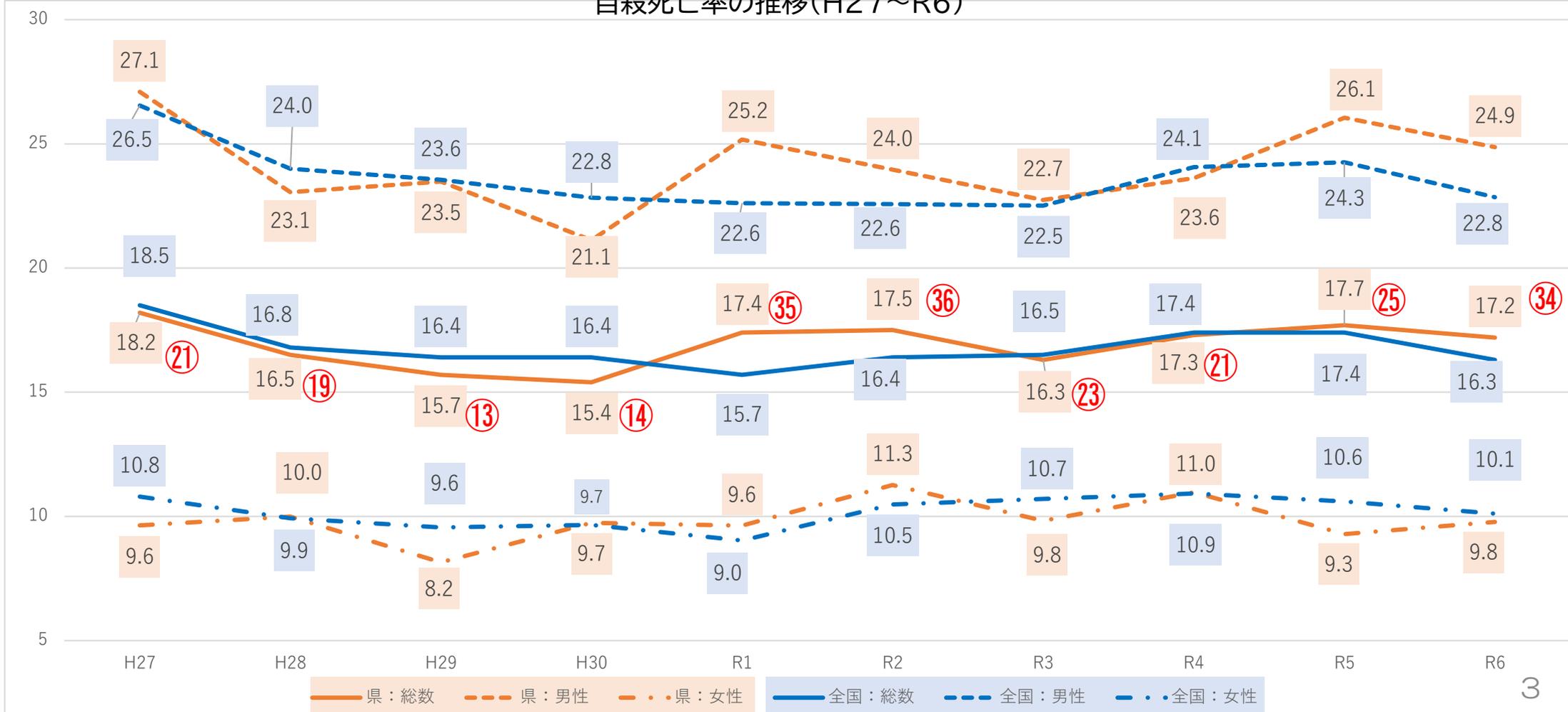
## ② 全体の自殺死亡率（人口10万人当たり）の推移

- ☞ 自殺死亡率は、H30年までは減少傾向だったが、長野県はR1年から、全国はR2年から増加した。
- ☞ R5以降の長野県の自殺死亡率は、総数、男性で全国を上回っている。
- ☞ 長野県の自殺死亡率(総数)は、R5より自殺死亡率は減少したものの、R6は34位となった。

(○数字:全国低い方からの順位)

自殺死亡率  
(人口10万対)

自殺死亡率の推移(H27~R6)



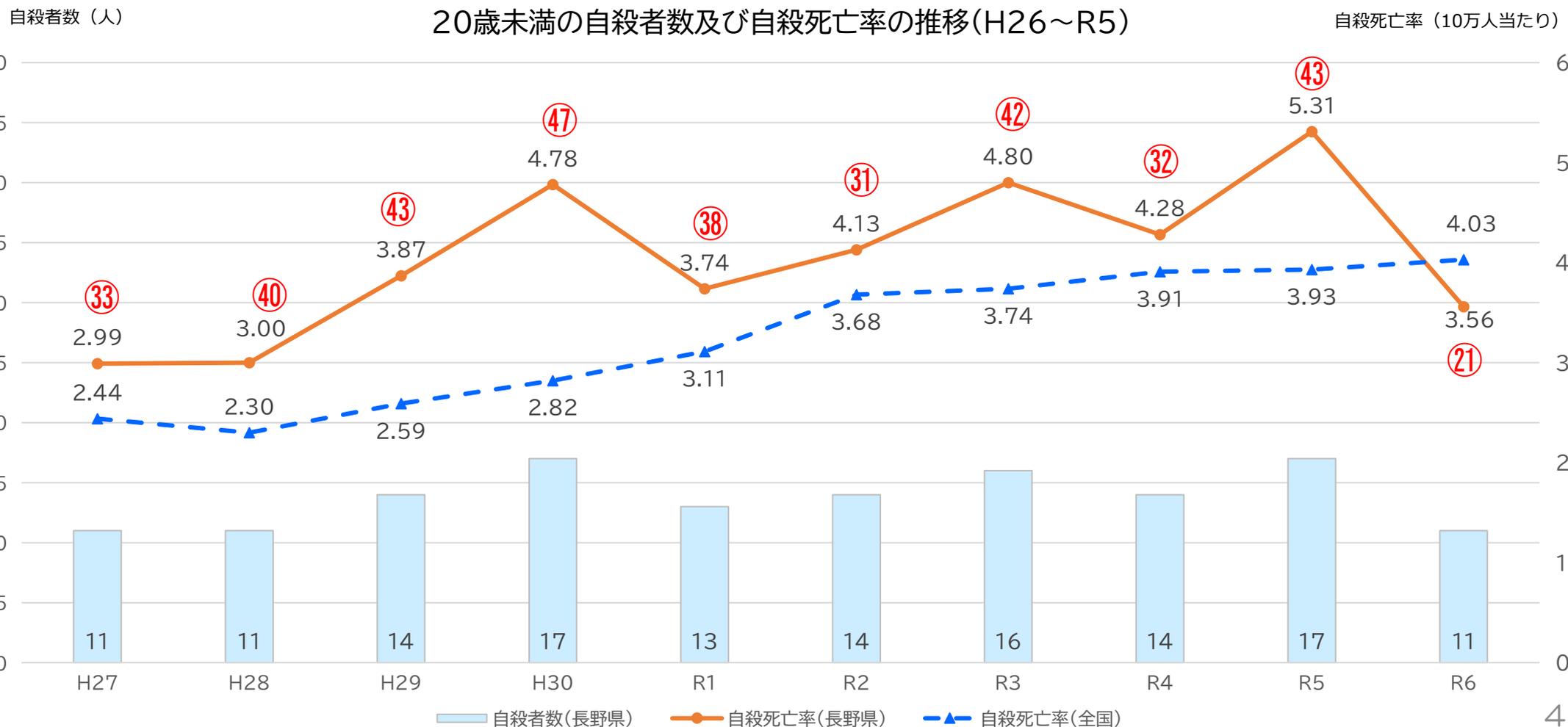
# 長野県の自殺の現状（20歳未満）

出典：人口動態統計（厚生労働省）

## 20歳未満（単年の推移）

👉 R6年の自殺死亡率は、全国では微増傾向にあるが、長野県では1.75ポイントの大幅減となった。

👉 長野県の自殺死亡率の全国順位は令和6年は前年の43位から21位に改善した。（○数字:全国低い方からの順位）



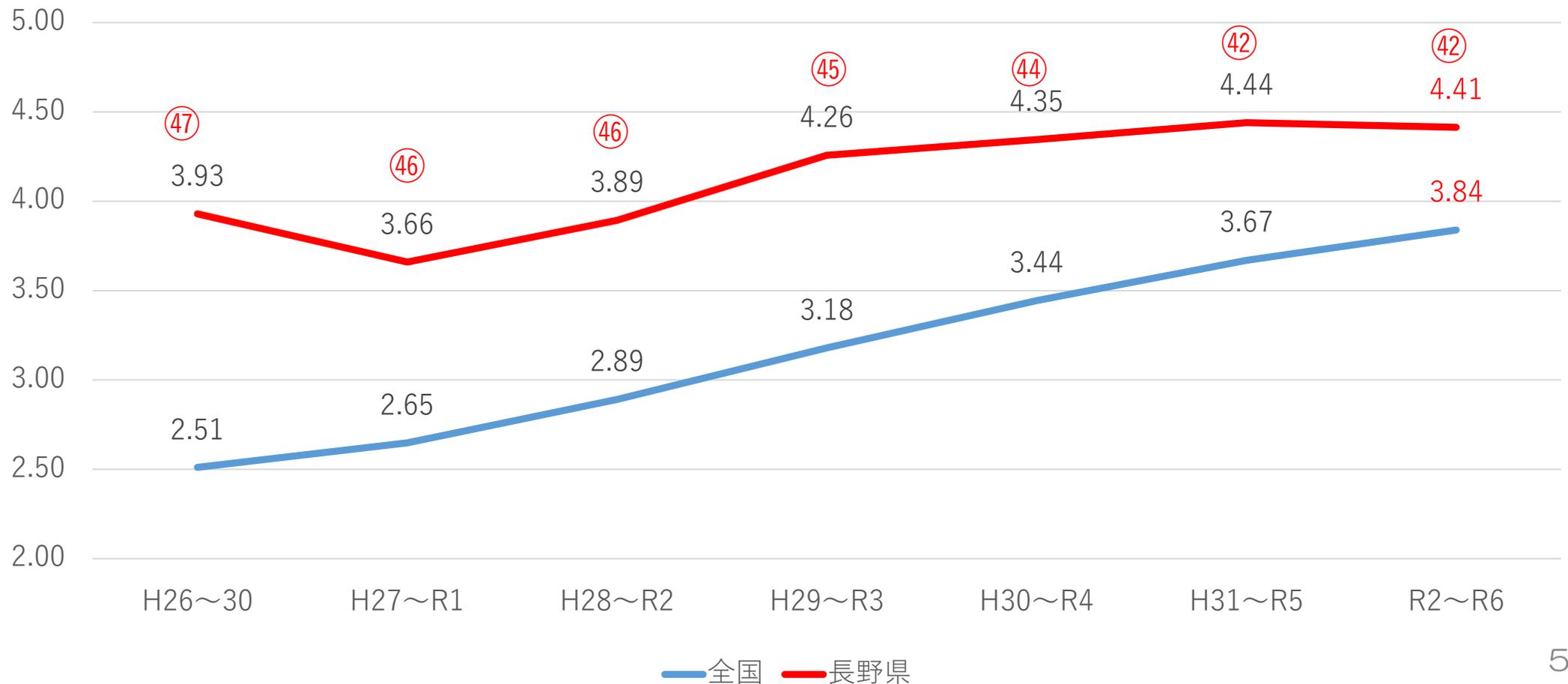
# 長野県の自殺の状況（20歳未満）

出典：人口動態統計（厚生労働省）自殺者数と人口推計（総務省）各年10月1日現在人口から独自に算出

## 20歳未満（5年平均の推移）

- 5年平均の自殺死亡率は、全国的に大きく増加しているが、本県は微減となり、全国との差は縮まった。
- 令和6年までの自殺死亡率は、R5までの42位と同順位となっている。（○数字:全国低い方からの順位）

### 20歳未満の自殺死亡率（5年平均）の推移



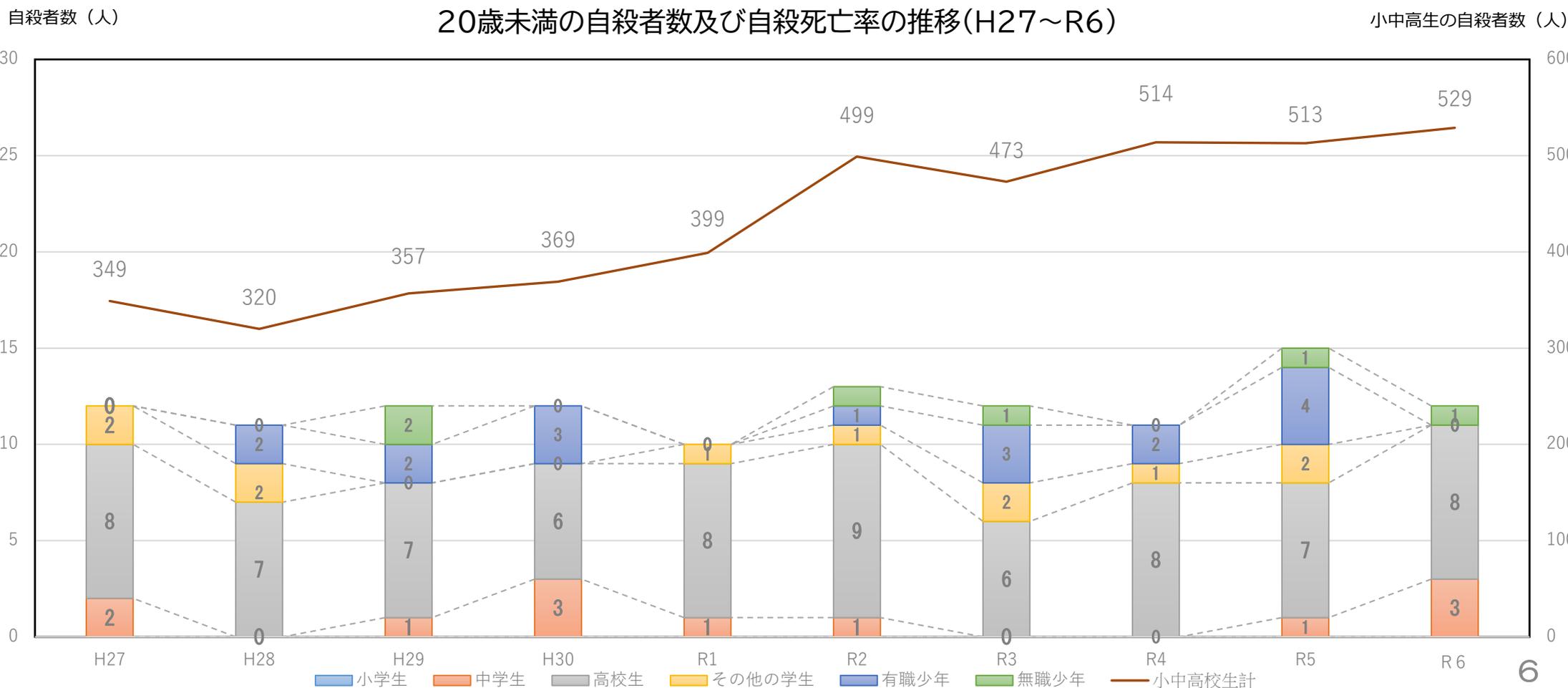
# 長野県の自殺の現状（対象者別）

出典：少年非行の概況（長野県警、発見日・発見地ベース）

## 20歳未満（対象者別の推移）

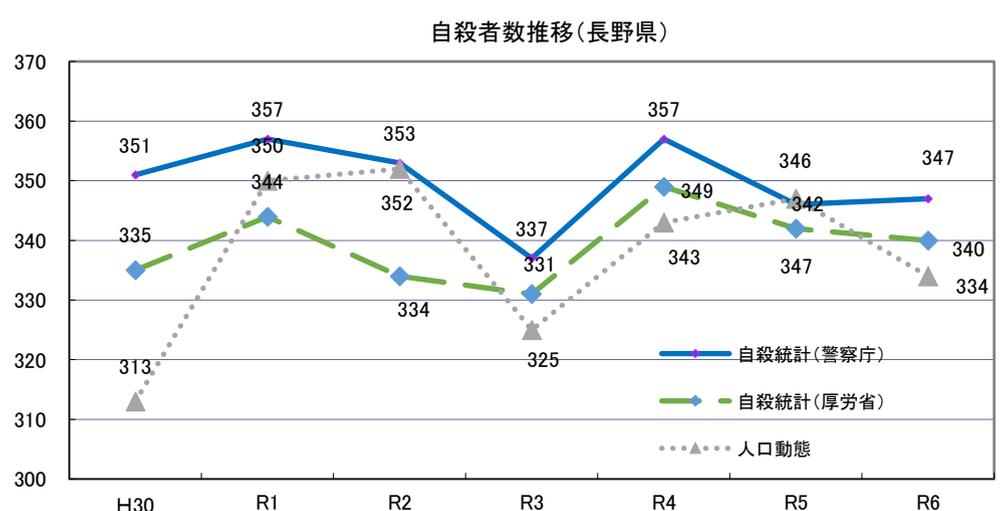
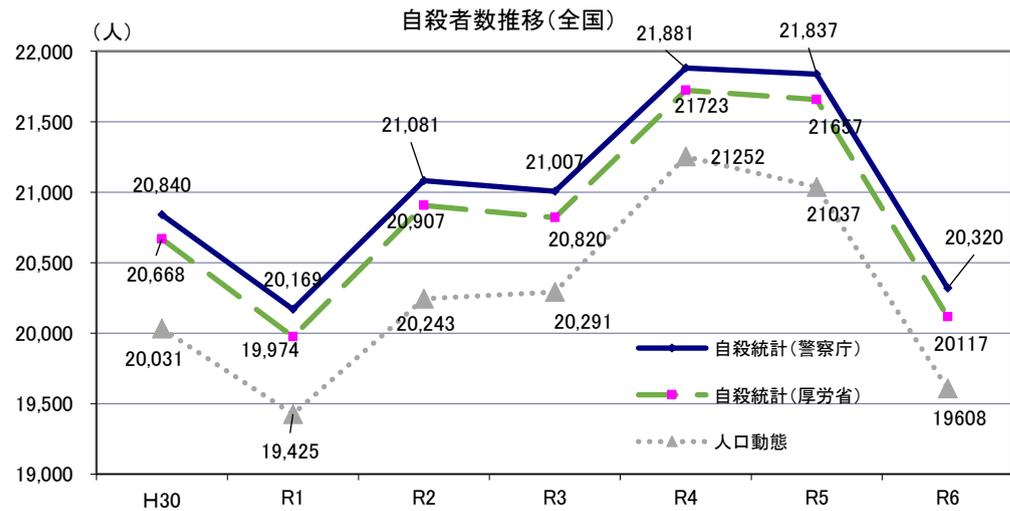
☞全国においては、小中高校生の自殺者数がR6年に529人（自殺日・住所地）と過去最多となり、R3以降、増加傾向にある。

☞本県では、高校生の自殺者数は横ばい傾向にあるが、R6は中学生が増加した。



# 参考：統計データの違い

区分	自殺統計		人口動態統計
	警察庁	厚労省 (地域における自殺の基礎資料)	
県の取扱	最初に把握できる年間数値	詳細な状況把握可(分析に使用)	県の公的データとして使用
基準	発見日・発見地	自殺日・住居地 (住民票の有無に関わらず住んでいる場所)	自殺日・住所地 (住んでいる場所に関わらず住民票がある場所)
		※住民票を長野県におき長野県外に居住し大学に通う学生	
		長野県の統計には含まない	長野県の統計に含む
外国人	含む	含む	含まない
速報値公表	1月中旬	毎月暫定値公表 (年間暫定値2月初旬)	6月初旬
確定値公表	3月中旬	3月	9月中旬
集計可能項目	年齢、性別、職業、原因・動機、未遂歴の有無等	年齢、性別、職業、原因・動機、未遂歴の有無等	年齢、性別
その他特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺が頻発する場所がある都道府県は件数が増える傾向</li> <li>市町村別のデータあり</li> <li>別途申請でより詳細な項目のデータ取得可(特別集計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村別のデータあり</li> <li>別途申請でより詳細な項目のデータ取得可(特別集計)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の自殺総合対策大綱で自殺死亡率の数値目標として使用</li> <li>保健所圏域ごとのデータあり</li> </ul>



# こどもの自殺対策強化を目的とした 自殺対策基本法の改正

---

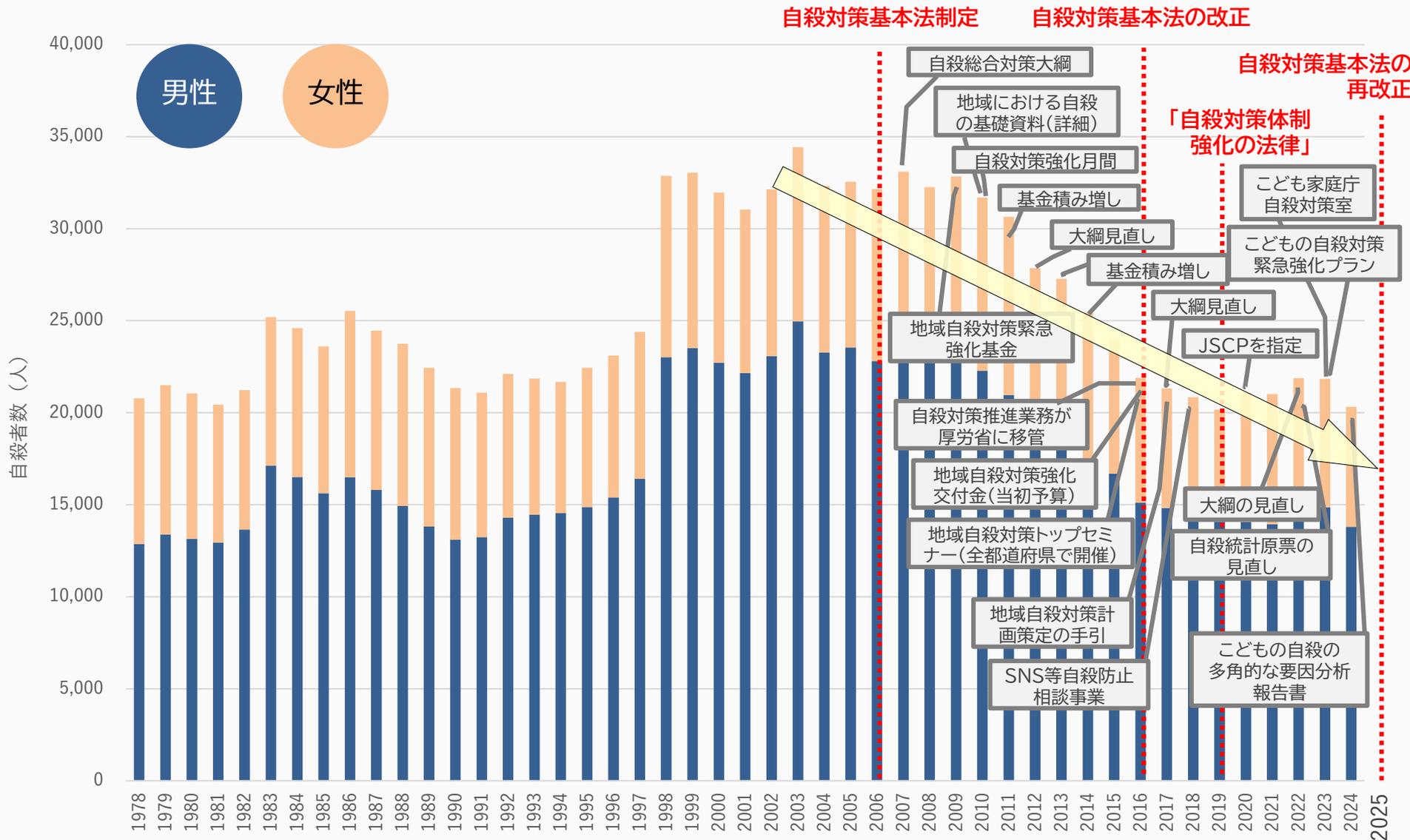
長野県「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」

2025年10月9日

NPO法人ライフリンク

清水 康之

# 自殺対策をめぐる主な動き

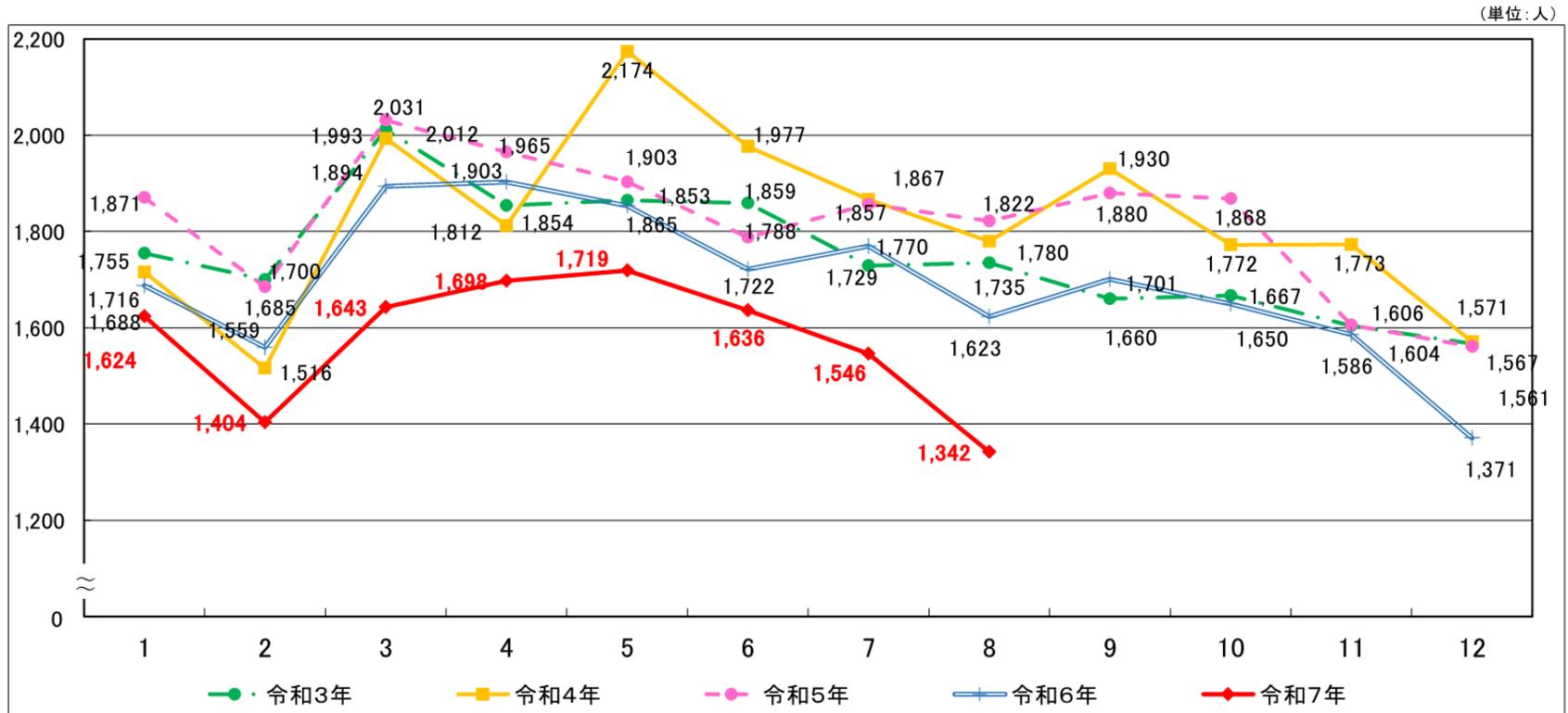


※グラフは、厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」よりJSCP作成  
 ※主な動きは、厚生労働省「地域自殺対策計画策定の手引」を参考にJSCP作成

## 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等

- 令和7年8月の自殺者数(1,342人:暫定値)は、対前年同月比281人(約17.3%)減。
- 令和7年1-8月の累計自殺者数(12,612人:暫定値)は、対前年同期比1,400人(約10.0%)減。

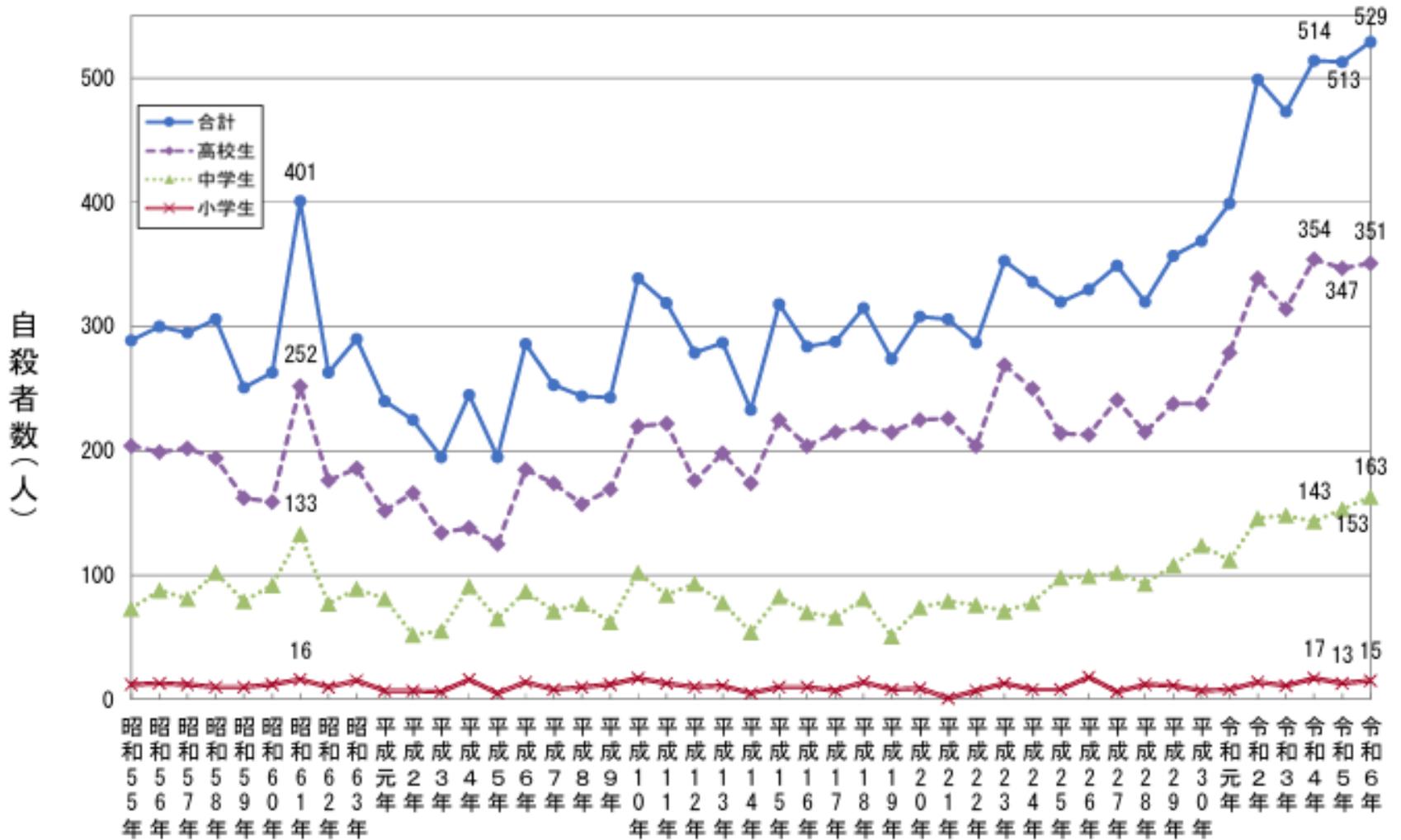
月別自殺者数の推移(総数)



厚生労働省HPより  
<https://www.mhlw.go.jp/content/202508-zantei.pdf>

# こどもの自殺の現状

図表3-1 小中高生別自殺者数の年次推移



厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」より引用

# こどもの自殺の現状

図表1-30 G7各国の10～19歳及び20～29歳の死因順位（死亡数・死亡率）

10～19歳												
	日本（2021）			アメリカ（2021）			フランス（2020）			カナダ（2022）		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	自殺	760	7.0	不慮の事故	5,974	13.8	不慮の事故	378	4.5	不慮の事故	241	5.6
第2位	不慮の事故	214	2.0	他殺	3,050	7.0	悪性新生物（腫瘍）	188	2.2	自殺	184	4.3
第3位	悪性新生物（腫瘍）	208	1.9	自殺	2,940	6.8	自殺	173	2.1	悪性新生物（腫瘍）	101	2.4

	ドイツ（2020）			イギリス（2020）			イタリア（2020）			【参考】韓国（2021）		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	不慮の事故	288	3.8	不慮の事故	286	3.7	不慮の事故	208	3.6	自殺	338	7.1
第2位	自殺	179	2.4	自殺	198	2.6	悪性新生物（腫瘍）	166	2.9	不慮の事故	124	2.6
第3位	悪性新生物（腫瘍）	157	2.1	悪性新生物（腫瘍）	183	2.4	自殺	73	1.3	悪性新生物（腫瘍）	110	2.3

「令和6年版自殺対策白書」より引用

# 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多**となった(平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**)。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

## 改正の概要

### 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

### 2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

### 3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

### 4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

### 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

### 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

こども家庭庁HPより

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/58d5e45b-0e25-4171-bc0d-4d02537d89c7/b093b4bc/20250609\\_policies\\_kodomonojisatsutaisaku\\_23.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/58d5e45b-0e25-4171-bc0d-4d02537d89c7/b093b4bc/20250609_policies_kodomonojisatsutaisaku_23.pdf)

# 子どもの自殺対策推進パッケージ

- ✓ 子どもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、子どもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ 子どもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「子どもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

## ① 教育や普及啓発等

- SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進 《文部科学省》
- 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】 《厚生労働省》
- 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知 《文部科学省》
- 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》
- 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《子ども家庭庁》

## ② リスクの早期発見・対応

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進 《文部科学省》
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】 《文部科学省》
- 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》
- 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】 《文部科学省》
- 子どもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】 《子ども家庭庁》

## ③ 危機介入

- 子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】 《厚生労働省》
  - 地域ネットワーク構築による子ども支援【10.0億円】 《子ども家庭庁》
  - 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成 《子ども家庭庁》
- （※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

## ④ 見守り・支援

- 地域ネットワーク構築による子ども支援【10.0億円】（再掲） 《子ども家庭庁》
- 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】 《厚生労働省》
- 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】 《内閣府》
- 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】 《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項  
※ 【 】は令和8年度概算要求額

## ⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- 子どもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】 《子ども家庭庁》
- 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】 《厚生労働省》

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂 《文部科学省》
- 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】 《厚生労働省》

# 「自殺の危機経路」事例

(「→」=連鎖、「+」=併発)

## 【失業者】

- ① 失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
- ② 連帯保証債務→倒産→離婚の悩み+将来生活への不安→自殺
- ③ 犯罪被害(性的暴行など)→精神疾患→失業+失恋→自殺

## 【労働者】

- ① 配置転換→過労+職場の人間関係→うつ状態→自殺
- ② 昇進→過労→仕事の失敗→職場の人間関係→自殺
- ③ 職場のいじめ→うつ病→自殺

## 【自営者】

- ① 事業不振→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
- ② 介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患+うつ状態→自殺
- ③ 解雇→再就職失敗→やむを得ず起業→事業不振→多重債務→生活苦→自殺

## 【主婦など(就業経験のない無職者)】

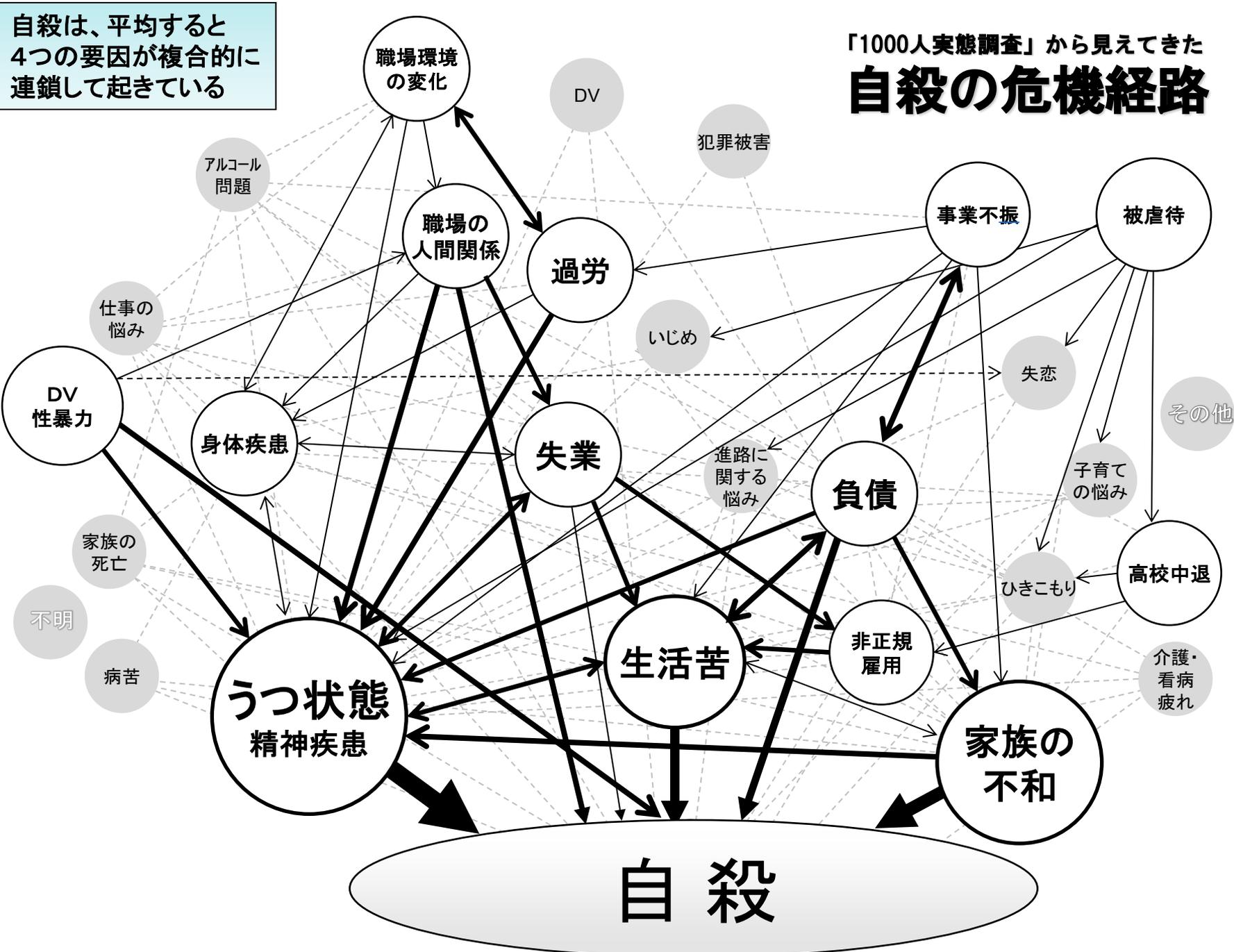
- ① 子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ状態→自殺
- ② DV→うつ病+離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺
- ③ 身体疾患+家族の死→将来生活への不安→自殺

## 【学生】

- ① いじめ→自殺
- ② 親子間の不和→ひきこもり→うつ状態→将来生活への不安→自殺

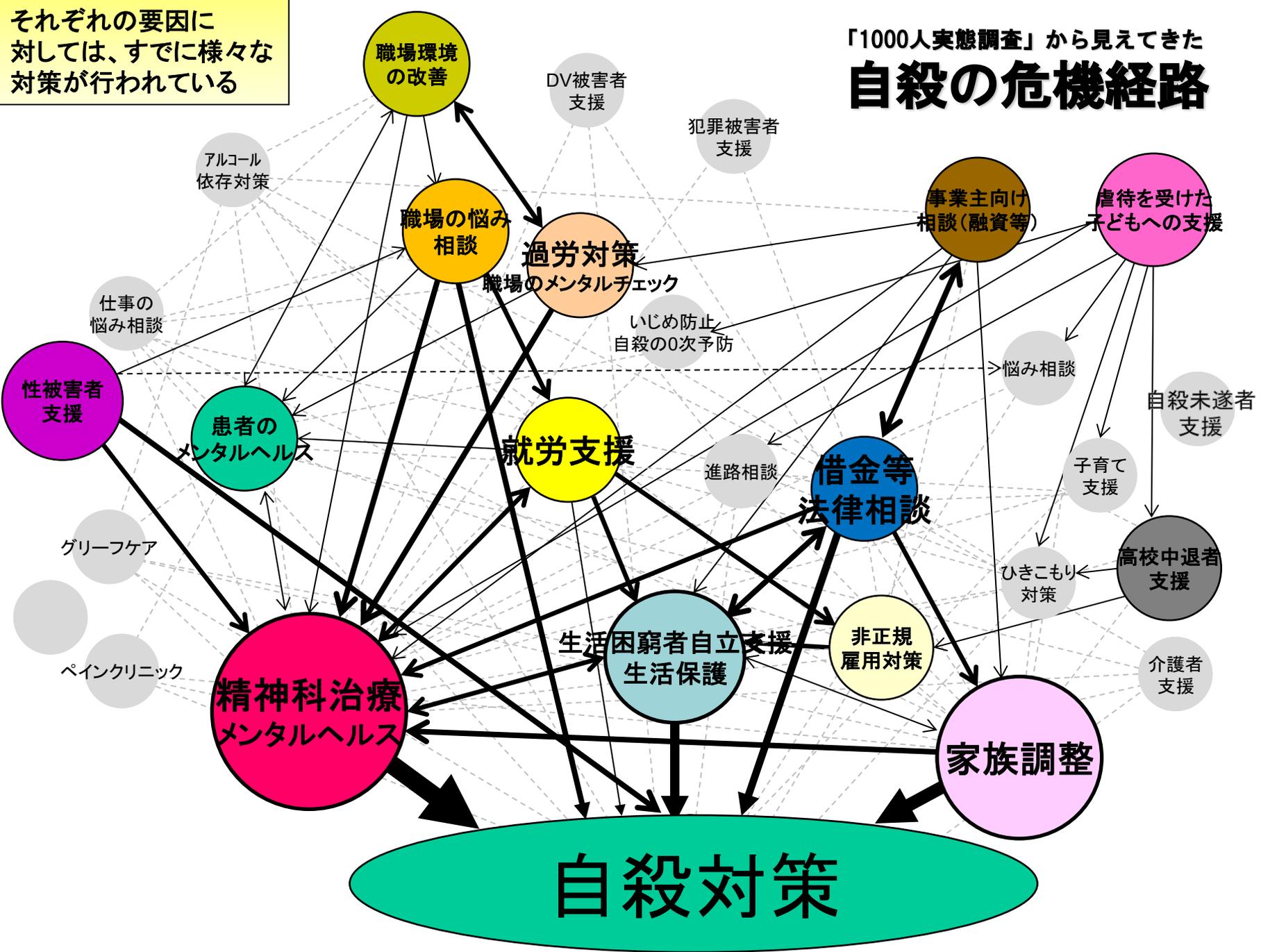
自殺は、平均すると  
4つの要因が複合的に  
連鎖して起きている

# 「1000人実態調査」から見てきた 自殺の危機経路

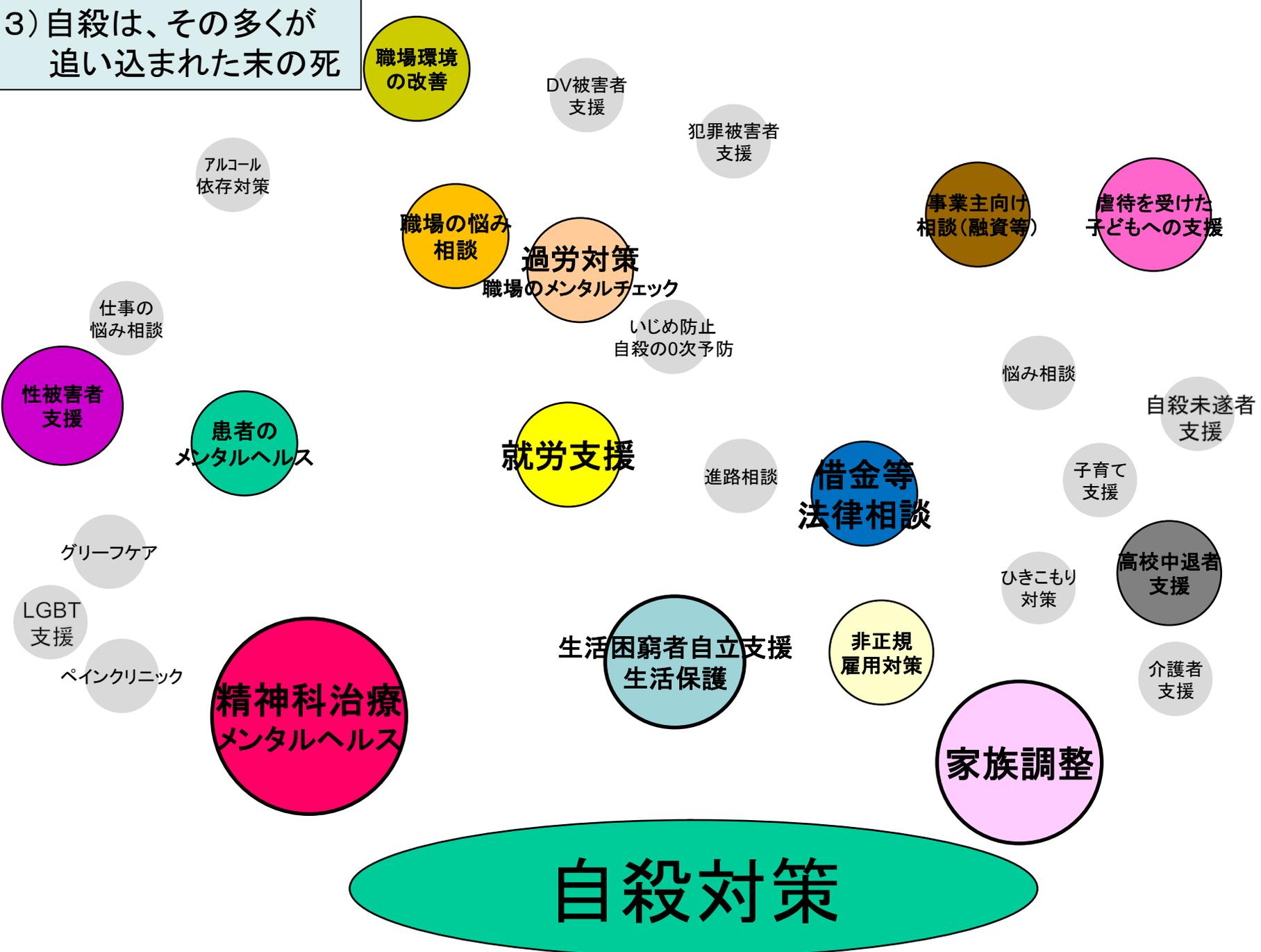


それぞれの要因に対しては、すでに様々な対策が行われている

# 「1000人実態調査」から見てきた 自殺の危機経路



3) 自殺は、その多くが  
追い込まれた末の死



# 自殺対策の**理念**

- ▼自殺対策とは、「**当事者本位の生きる支援**」。
- ▼当事者の現状を踏まえて、支援や施策を連動させること。支援者の都合で細切れの支援にしてしまわないこと。
- ▼「点」と「点」をつないで「線」にし、支援の連携する「線」をたくさん作ることで「面」にしていく。「面」はすなわち、地域のセーフティーネット。
- ▼自殺対策とは、**地域・社会づくり**でもある。

## 改正自殺対策基本法条文（溶け込み）

※赤字下線が改正・追加部分

### 自殺対策基本法

#### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 協議会（第二十三条—第二十五条）

第五章 自殺総合対策会議等（第二十六条—第二十八条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

###### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として推進されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。

7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

###### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関

の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

**第三条の二** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**2** 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

**第四条** 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校の責務)

**第五条** 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

(国民の理解)

**第六条** 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

**第七条** 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

**2** 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

**3** 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

**4** 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

**第八条** 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

**第九条** 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

**第十条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十一条** 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

**第十二条** 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱

(次条及び第二十六条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保、良質

かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等への総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議会

(協議会の設置等)

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

(協議会の事務等)

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求め

ることができる。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者

5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(罰則)

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

### 第五章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十六条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十七条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十八条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

事務連絡  
令和7年9月22日

各 { 都道府県こども政策担当部（局）及び自殺対策主管部（局）  
指定都市こども政策担当部（局）及び自殺対策主管部（局）  
中核市こども政策担当部（局）  
都道府県教育委員会指導事務主管課  
指定都市教育委員会指導事務主管課  
都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課 } 御中

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

「こどもの自殺対策推進パッケージ」を踏まえた  
こどもの自殺対策の一層の推進について

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

こども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省においては、令和6年の児童生徒の自殺者数が529名と過去最多となったこと等を極めて重く受け止めています。このような状況の中、去る9月11日、こども家庭庁及び関係府省庁において「第9回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催しました。

当会議では、こども家庭庁が司令塔となって令和5年6月に取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に関するロードマップの更新や、各省庁における令和8年度予算概算要求の状況等に係る報告及び本年6月の自殺対策基本法改正に係る報告のほか、関係機関において連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」（別添1）として新たに取りまとめました。

こどもの自殺対策については、関係府省一丸となって関連施策を総合的に推進していくことと併せて、地方公共団体が果たす役割も大変重要であり、今般の自殺対策基本法の改正趣旨も踏まえ、関係機関や団体の連携・協働を通じ、様々な施策を連動させなが

ら対策を推進していく必要があります。

各自治体におかれては、当パッケージ記載の下線部の施策を中心に取り組むことにより、こどもの自殺対策を地域問わず着実にいき、対策の底上げを図っていただくようお願いいたします。なお、下線部の施策に係る資料（別添2～4）を添付しますので、特に未実施の取組については、関連予算の積極的な活用を御検討いただくよう重ねてお願いいたします。

また、各自治体におかれては、当パッケージを踏まえ、こども政策担当部局や教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係部局の連携を積極的に図っていただくとともに、管内市町村（本事務連絡が直接送付されている指定都市を除く。）及び関係機関等に周知していただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては市町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知していただくようお願いいたします。

（参考）第9回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomonojisatsutaisaku-kaigi/qnam0409>

【添付資料】

- 別添1 こどもの自殺対策推進パッケージ
- 別添2 こども家庭庁関連施策
- 別添3 文部科学省関連施策
- 別添4 厚生労働省関連施策

【本件連絡先】

（こどもの自殺対策推進パッケージ及びこども家庭庁関連施策について）

こども家庭庁支援局総務課自殺対策室

電話：03-3539-8352（直通）

E-mail：[shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp](mailto:shien.kodomonojisatsu@cfa.go.jp)

（文部科学省関連施策について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

電話：03-6734-3298（直通）

E-mail：[s-sidou@mext.go.jp](mailto:s-sidou@mext.go.jp)

（厚生労働省関連施策について）

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

電話：03-3595-2092（直通）

E-mail：[jisatsutaisaku@mhlw.go.jp](mailto:jisatsutaisaku@mhlw.go.jp)

[taisaku-suisin@mhlw.go.jp](mailto:taisaku-suisin@mhlw.go.jp)

# こどもの自殺対策推進パッケージ

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
  - ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**
- ➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げを図る**

## ① 教育や普及啓発等

- SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進 《文部科学省》
- 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】 《厚生労働省》
- 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知 《文部科学省》
- 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》
- 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《こども家庭庁》

## ② リスクの早期発見・対応

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進 《文部科学省》
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】 《文部科学省》
- 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》
- 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】 《文部科学省》
- こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】 《こども家庭庁》

## ③ 危機介入

- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】 《厚生労働省》
  - 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】 《こども家庭庁》
  - 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成 《こども家庭庁》
- （※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

## ④ 見守り・支援

- 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】（再掲） 《こども家庭庁》
- 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】 《厚生労働省》
- 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】 《内閣府》
- 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】 《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項  
※ 【 】は令和8年度概算要求額

## ⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- こどもの自殺の実態解明及び分析に当たった課題把握【0.2億円】 《こども家庭庁》
- 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】 《厚生労働省》
- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂 《文部科学省》
- 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】 《厚生労働省》

令和8年度概算要求額：10億円（0.2億円）

## 事業の目的

- いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに直面するこどもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

## 事業の概要

### (1) 地域ネットワーク構築によるこども支援事業（令和8年度要求額：10億円）

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、こどもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

#### ① 地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業（令和8年度要求額：5.5億円）

地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、こども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

#### ② 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業（令和8年度要求額：2.8億円）

学校・地域社会のいずれにもつながりが持てないなど、不登校のこども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、こどもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

#### ③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和8年度要求額：0.6億円）

首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員の専門性向上を目的とした研修等を実施する。

#### ④ 社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施（令和8年度要求額：1.1億円）

いじめや不登校など学校におけるこどもの様々な悩みを地域全体で受け止めるため、全国の自治体や関係機関等を対象に、首長部局の先進的な好事例を広く普及する全国フォーラムを実施する。

### (2) いじめ調査アドバイザーの活用（令和8年度要求額：0.1億円）

いじめの重大事態調査については、委員の第三者性確保等が課題となり調査開始が遅れるなどの問題が指摘されているため、調査の第三者性確保の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対する助言を行う。また、いじめ調査アドバイザーを活用し、新たに重大事態調査の委員となり得る専門家を対象に、重大事態調査ガイドラインに基づく調査手法等に係る研修会を実施する。

### 事業（1）①のイメージ



## 実施主体等

(1) ①及び② 首長部局での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村

【実施箇所数】 ①22自治体（1自治体あたり2,500万円を上限）

③研修及び広報事業、④フォーラムの実施

【補助割合等】 委託費（国10/10）

②16自治体（1自治体あたり1,400～2,700万円を上限）

【委託先】 民間団体等（③④とも各1団体）

【補助割合等】 委託費（国10/10）

※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能

【実施主体等】 国が専門家に委嘱

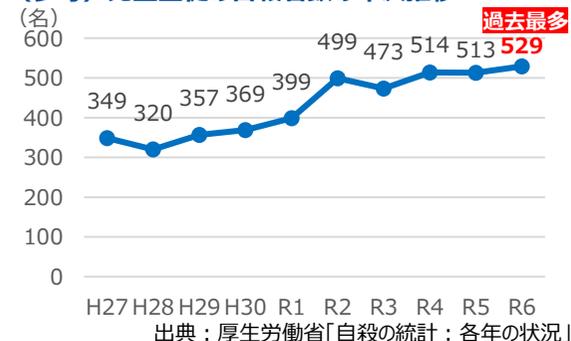
(2) いじめ調査アドバイザーの活用

# 医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化

## 児童生徒の自殺対策の現状

- 令和6年の児童生徒の自殺者数が、過去最多を更新するなど、自殺対策は喫緊の課題。
- これまで、児童生徒の自殺対策として、自殺予防教育の推進等による自殺の未然防止に向けた取組を進めるとともに、1人1台端末を活用した心の健康観察の導入等による自殺リスクの早期発見に係る施策を進めてきた。
- また、自殺対策基本法が第217回国会で改正され、こどもに係る自殺対策に関しては社会全体で取り組む必要性が明記され、学校については、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることが明記。

## (参考) 児童生徒の自殺者数の年次推移



## 事業の概要

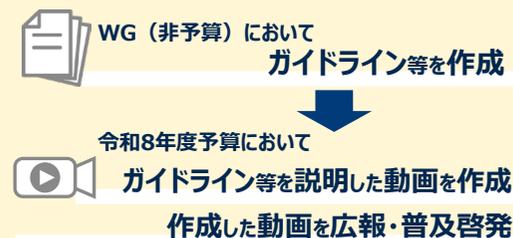
### 現状の取組



- 自殺やその他の重大な危険行為の予兆を捉えた際には、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し対応するほか、実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、校内連携型危機対応チームを核に、教育委員会や専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型支援チーム」を立ち上げ、周囲の児童生徒や教職員等への心のケアも含めた対応をすることが求められる。
- その際、各学校現場では、「教師が知っておきたい子供の自殺予防」(H21年作成)や「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」(H22年作成)等を参考に対応しているところ。
- しかし、これらの冊子等には、近年の児童生徒の自殺対策を考える上で重要な要素を占めるオーバードーズやSNSに関する記載や、特に直近のデータにおいて増加が見られる通信制・定時制高校における対処に関する記載がない。

### 今後の取組(予定)

- 令和7年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の下にWGを設置。
  - 令和8年明けを目途に検討を開始し、医療機関等と連携した早期対応におけるガイドライン等を作成する。
  - 教職員が、作成したガイドライン等を踏まえた対応ができるように、
    - ①自殺のリスクを抱えた児童生徒への早期対応に係る留意点を教職員が理解できるような、研修動画等(ガイドラインを説明する動画や実践例を示した動画)を作成
    - ②作成した研修動画等について、広報・普及啓発を行う。
- 教職員が、正しい知識をもとに、自殺リスクを抱えた児童生徒に対応できるようにすることで、自殺者数の減少を目指す。**



委託先  
採択数

【委託先】民間事業者等(1機関)  
【委託内容】動画制作費、広告掲載費等

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和8年度要求・要望額  
(前年度予算額)

95億円  
86億円)



文部科学省

- ◆ 教師と支援スタッフとが連携・協働して、適切な対応が実施される**チーム学校による支援体制づくり**
- ◆ 教育委員会における相談体制の充実及び**関係機関等と連携した支援体制づくり**
- ◆ SC・SSWによる**児童生徒に関する支援の質の向上**のため、**フルタイム勤務等の実態等を踏まえた処遇の見直し**

## スクールカウンセラー等活用事業

令和8年度要求・要望額 6,713百万円(前年度予算額 6,212百万円)  
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

- ・ 児童の**心理**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 公認心理師、臨床心理士 等

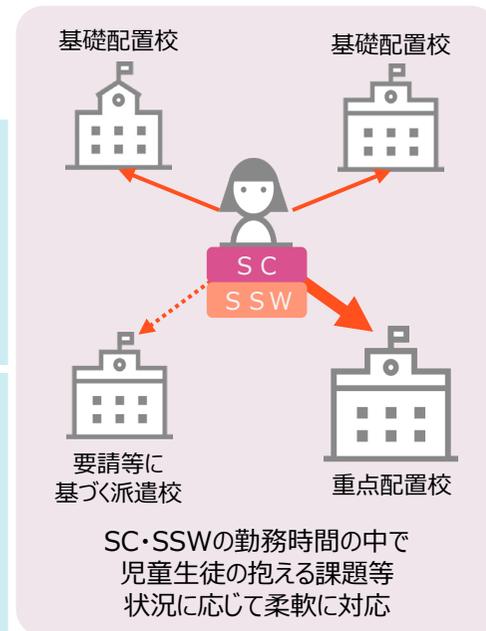
- 基礎配置 全公立小中学校
- 重点配置 **11,800校**(←11,300校)  
いじめ・不登校対策 : **7,500校**(←7,000校)  
虐待対策 : 2,000校  
貧困対策 : 2,300校
- その他 教育支援センターへの配置 等

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和8年度要求・要望額 2,816百万円(前年度予算額 2,428百万円)  
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

- ・ 児童の**福祉**に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士 等

- 基礎配置 全中学校区
- 重点配置 **11,500校**(←11,000校)  
いじめ・不登校対策 : **5,500校**(←5,000校)  
虐待対策 : 2,500校  
貧困対策 : 2,500校  
ヤングケアラー支援 : 1,000校
- その他 教育支援センターへの配置 等



### <事業内容>

- 学校や教育支援センター等における、不登校やいじめをはじめとした児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
  - ・ **スクールカウンセラー(SC)** は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て(アセスメント)、教師・保護者への助言・援助(コンサルテーション)のみならず、例えば、自殺防止教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」の育成するなどの未然防止に資する取組を行う。
  - ・ **スクールソーシャルワーカー(SSW)** は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー** は、SC・SSWの支援の質の向上のため指導・助言等を行うとともに、緊急時や災害時における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「**24時間子供SOSダイヤル**」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

## いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への**教育相談体制の充実**

実施主体	SC : 都道府県・指定都市 SSW : 都道府県・指定都市・中核市	配置先	小・中・高等学校 教育支援センター 等	費用負担	国 : 1 / 3 都道府県等 : 2 / 3	対象費用	報酬、期末手当、交通費 等
------	---------------------------------------	-----	------------------------	------	----------------------------	------	---------------

### <活用の工夫について>

- ・ 自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置も可能
- ・ 日常的な生徒指導等のため校内委員会への定期的な出席を通じた指導・助言
- ・ 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したケース会議やカウンセリングの実施
- ・ 切れ目ない指導・援助を目的とした教育支援センターにおける不登校対応への参画

# スクールカウンセラー等活用事業 (SNS等を活用した相談体制構築事業)

## 背景

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、**相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止**する観点から喫緊の課題。
- 座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件をきっかけに、それ以降もスマートフォンの普及が進んでいるなか、**最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合**を占めていることから、それを踏まえた相談体制の整備を図る必要がある。

### 参考

主なコミュニケーション手段の平均利用時間※令和7年版情報通信白書(総務省)  
10代：平日1人(令和6年)

携帯電話	固定電話	ソーシャルメディア	メール利用
13.8分	0.0分	67.0分	15.5分

## イメージ：SNSを活用した相談



SNS等



スクリーンショットも送信可能で、SNS上のトラブル等を正確かつ容易に伝えることができる



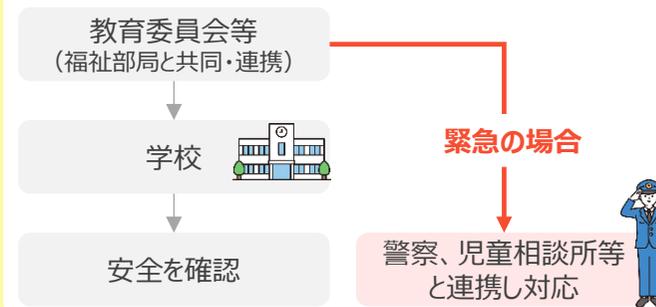
教育委員会、総合教育センターや民間団体等で受信



公認心理師や臨床心理士、SNS等上の子供の気持ちがわかる若者等が対応

### 例

自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



## 事業内容

### SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援(補助事業)

- 一人一台端末等も活用するなど、様々な悩みや不安を抱える児童生徒が容易にアクセスできるような相談体制の整備を促進するため、**SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施**するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。



## 実施主体

- 都道府県 ■ 指定都市  
※令和3年度より、全ての都道府県・指定都市に拡大。

## 対象校種

- 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 等

## 費用負担

- 国：1/3 ■ 都道府県・指定都市：2/3

## 対象経費

- 報酬・期末手当 等

# 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）等を踏まえ、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の学校での実施を目指し、引き続き、**通知や各種会議等を通じて、各学校における導入を推進**
- 学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）における、1人1台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール（例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール）の整備に必要な経費を踏まえて**地方財政措置**

## 「心の健康観察」の導入を進めている教育委員会等の声

### A教育委員会

- 令和4年4月から域内の全小学校高学年及び中学校で有償アプリを導入
- 市全体での相談件数**は、アプリ導入前は教育委員会宛のメール相談のみ実施しており、年間で50件ほど。**アプリ導入後は約680件に増加し、いじめの認知件数も導入前約20件⇒導入後約110件と増加した。**
- 相談内容はいじめに限らず、自傷行為や自殺念慮に関わるものもある。**児童生徒が抱える悩みなどを早期発見が可能になり、早い段階から寄り添った対応が行えるようになってきている。

### B教育委員会

- 令和3年4月から、域内の全小中学校でGoogleフォームを活用した「心の健康観察」を実施
- 導入以降**いじめの認知件数が増加**しており、導入前の令和2年度は約40件⇒導入後の**令和3年度は約270件、令和4年度は約420件**となっている。
- 個別事案では、長期休業中に、児童生徒から家庭のことで訴えがあり、即座に児童相談所、警察に連絡し、早期対応につなげた事案があった。
- 児童からは、「今は知っておいてもらうだけでよい」といった相談も多く、児童生徒にとって気軽に相談しやすくカウンセリング効果が高いツールと考えている。

### その他教育委員会等から寄せられた声

- これまでは、個々の担任教諭の主観で児童生徒の変化を把握していたが、アプリを活用し、数値で捉えることができるようになったので、**ケース会議や児童生徒理解の材料として活用**できている。
- 導入校では、**不登校の新規発生が前年度の同時期と比較して半数以上減少**している。

## 「心の健康観察」の導入イメージ（千葉県教育委員会の例）

- 児童生徒へのwebストレスチェックを通じて、心身の状況を把握、担任教諭等にフィードバック
- ストレスチェックの結果は児童生徒や保護者にもフィードバックし、ストレスへの気付きを促す
- 高ストレスの児童生徒を早期発見し、SC・SSW等とも連携しつつ、カウンセリング等を通じて支援
- 必要に応じて、医療機関や児童相談所等の関係機関の支援につなげる

**1** 最近のあなたの気持ちや体の調子について教えてください。下の表を参考に、自分の気持ちや体の調子について1つだけを選んでください。

	全然当てはまらない	よく当てはまる
1 悲しい気分だ。	0	1 2 3
2 怒りっぽくなる。	0	1 2 3
3 いろいろなことに自信がない。	0	1 2 3
4 何となく心配だ。	0	1 2 3

**2** あなたは、ここ2か月間のうちに、下に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。下の表を参考に自分にもっとも当てはまると思うところの数字1つを選んでください。

	全然なかった	よくあった
1 自分は悪くないのに先生に叱られる。	0	1 2 3
2 友だちから暴力をふるわれる。	0	1 2 3
3 授業の内容がよくわからない。	0	1 2 3
4 連絡先を変えようと言われる。	0	1 2 3

**3** あなたは、まわりの人たちが、ふだんどのくらいあなたの助けになってくれていると感じていますか。下の表について、それぞれの人の気持ちもよく当てはまると思うところの数字1つを選んでください。ただし、当てはまる人がいない場合にはその欄を空欄として返してください。

	ちがうと思う	もっとそうだと思う
あなたが元気なとき	0	1 2 3
あなたが悲しいとき	0	1 2 3
あなたが困っているとき	0	1 2 3

<児童生徒へのストレスチェック（イメージ）>

令和8年度概算要求額 **47**億円 (32億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和6年の自殺者総数は、過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

### 【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談体制等の強化(拡充)
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- 子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)

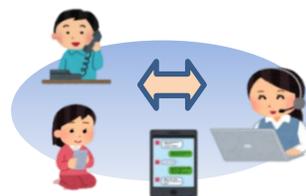
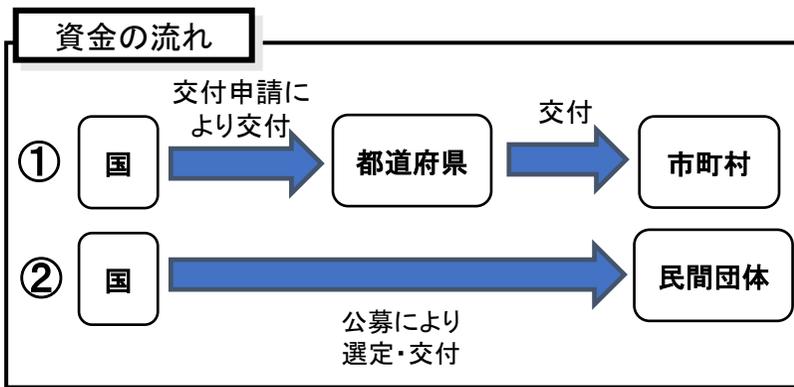
等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する自殺防止等に係る取組支援(拡充) 等

## 3 実施主体等

- 実施主体:①都道府県・市町村  
(交付率:1/2,2/3,10/10)
- :②民間団体  
(交付率:10/10)



# こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和8年度概算要求額 53億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(53億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	47億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、またコロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【こども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下のこども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
  - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
  - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
  - ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
  - ③支援の終了 :地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
 

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

# こころの健康相談統一ダイヤルにおける フリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化

令和8年度概算要求額 48億円の内数 (32億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

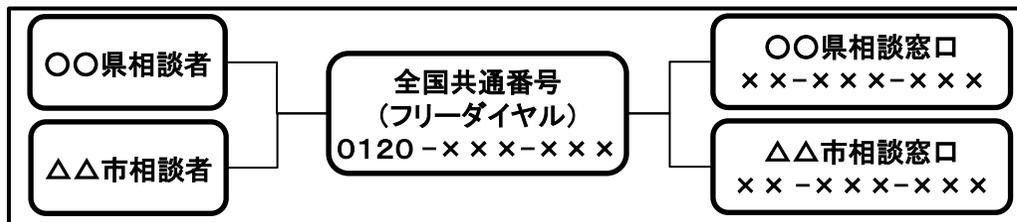
(48億円の内訳)  
自殺対策事業委託費 88百万円  
地域自殺対策強化交付金 47億円

## 1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもろうよ こころ(ナビダイヤル)」は、平成20年9月10日から運用を開始している。
- 年間82万件(1日平均2千件)以上の総呼数(かかってきたコール数)があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルを新たに導入するとともに、接続完了率の向上のため自治体における対面・電話・SNS相談体制等の強化を行う。

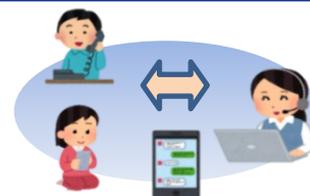
## 2 事業の概要・スキーム

＜①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入＞  
フリーダイヤルを新たに導入することにより、相談者の通話料負担をなくし、悩みや不安を抱えている人が相談しやすい仕組みを構築する。

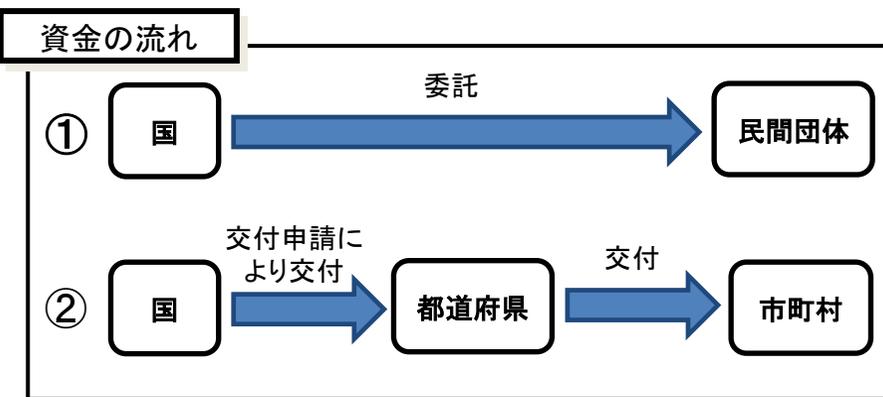


＜②自治体における対面・電話・SNS相談体制等の強化＞  
こころの健康相談統一ダイヤルにおいて、フリーダイヤルを新たに導入することにより、各自治体の相談窓口における総呼数の増加が想定されるため、電話相談事業を担っている都道府県及び指定都市における電話相談体制の強化(電話相談員の育成・増員、電話回線の増設等)を行うことにより、接続完了率の向上を図る。  
併せて、悩みや不安を抱えている人が必要に応じて電話以外の手段でも相談できるよう、自治体の対面相談及びSNS相談体制等の強化を行う。

## 3 実施主体等



- 実施主体: ①国からの委託  
: ②都道府県・市町村(交付率: 1/2)



# 自殺対策に関する調査研究等の推進

令和8年度概算要求額 6.0億円 (6.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法(議法)の改正施行(改正・公布は令和7年6月)に伴い、指定法人の取組内容の拡充等に伴う必要な経費を要求する。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等が必要となる経費について要求する。
  - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用(第2条第6項関係)
  - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保(第18条関係)
  - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援(第20条関係)
  - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援(第21条関係)
  - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

### 【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果(各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等)を踏まえ、令和8年度概算要求においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進めるため、必要となる経費について要求する。

## 3 実施主体等

- 実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

基本施策

【自殺対策の基盤的な取組】

重点施策

【自殺ハイリスク層に焦点を絞った取組】

低 自殺のリスク 高

様々な生きる支援関連施策

【県事業の様々な分野における生きることの包括的な支援の取組】

施策の体系

第4次長野県自殺対策推進計画

～「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して～

【計画期間】 令和5年度(2023年度)～  
令和9年度(2027年度)【5年間】

数値目標

- 自殺死亡率(人口10万対) 12.2以下
  - ・国目標 13.0以下 (R8)
- 20歳未満の自殺 ゼロ

基本方針

- 「生きることの包括的な支援」としての対策
  - ・自殺はその多くが追い込まれた末の死である
  - ・その多くが防ぐことができる社会的な問題である
- 関連施策との有機的な連携を強化した全庁的取組
  - ・生活困窮者自立支援制度、孤独・孤立対策、子どもへの支援策、地域共生社会の実現に向けた取組、発達障がい等障がい者支援施策等
- 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
  - ・事前対応・危機対応・事後対応

- 実践と啓発を両輪とする対策
  - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成
- 関係者及び県民の役割の明確化とその連携・協働・共創
  - ・行政機関、関係団体、民間団体、企業、県民等
- **新** 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮
- **新** 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた配慮

基本施策

- 市町村等への支援強化と地域のネットワーク構築
  - ・市町村や関係機関への支援と連携
- 自殺対策を支える人材の育成
  - ・早期発見のためのゲートキーパーの養成
  - ・自殺対策に関する人材の確保と資質の向上
- 自殺対策に関する情報提供・理解促進
  - ・自殺対策の適切な情報提供と理解促進
  - ・適切な自殺報道の促進
- 生きる支援に関する県事業の推進
  - ・様々な背景を持つ人への「生きる支援」
- 効果の進捗確認

重点施策

- **拡** 子ども
  - 子どもたちが生き生きと暮らすための支援
    - ・子どもの居場所づくり
    - ・子どもたちの生きる力を高めるための支援
  - 自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築
    - ・自殺のリスクが高まることを予防する取組
    - ・自殺のリスクが高い子どもへの危機介入 等
- 生活困窮者
  - 生活困窮者を支える仕組みの構築
    - ・地域の支援者とのネットワークの構築
    - ・生活困窮に関する相談の実施 等

- 働き盛り世代
  - 職場環境の改善
    - ・職場におけるメンタルヘルスの推進・ハラスメント防止への支援
    - ・長時間労働の是正への支援
    - ・労働に関する相談の実施 等
- **新** 自殺未遂者
  - 自殺未遂者や家族を支える仕組みの構築
    - ・自殺未遂者の精神科医療へのつなぎ
    - ・自殺未遂者を支援するネットワークの構築
    - ・自殺未遂者やその家族等への相談体制の充実 等

様々な生きる支援関連施策

- 既存の研修等と連携した生きる支援（自殺対策）の推進
- 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修の受講推奨）
- 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）の提供
- 様々な分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進
- あらゆる分野での広報・啓発の強化
- 調査・分析結果の活用
- 既存の生きることの包括的な支援の継続
- その他、様々な「生きる支援」との連動

# 子ども等自殺対策強化事業（令和7年度）

● 疾病・感染症対策課 ■ 教育委員会 ▲ 県民文化部、こども若者局 ・部局連携連携事業

普及・啓発・予防

## 御守り型リーフレットの配付（●）

県内全中学1年生に、相談窓口等を記載した御守り型のリーフレットを配付

## 若者との共創によるワークショップ（●）

県内中高生・大学生等を対象に、効果的な自殺対策等を考えるワークショップを開催：1回（南信地区）

## SST（ソーシャルスキルトレーニング）（■）

対人関係や集団行動を営む技能習得のため講師を派遣

## SOSの出し方に関する教育（●、■、▲）

自らの悩みを適切に表現できるための教育を実施  
県内全小中高校での実施を目指す

発見

## RAMPS（●、■、▲）

- ・タブレットへの回答により自殺リスクを可視化
- ・隠れた自殺リスクを発見
- ・一部の県内中学・高校でモデル導入中

## アセス（■）

- ・生活満足感や学習適応等を測定・分析
- ・県内高校で実施

## リスティング広告（●）

- ・ネットで検索された悩みに応じた相談窓口を表示
- ・こころの相談窓口・相談ポータルサイト「こころのまど信州」を新設し、窓口へのつながりを促進

## LINE相談(ひとりで悩まないで@長野)（■）

県内の中高生が学校や友だちのことなどをLINEで相談できる窓口を開設

## 電話相談（●、■、▲）

学校生活相談センター  
子ども支援センター

## 教職員向け予防研修（■）

自殺の現状や学校現場での対応実践を学ぶ研修を実施

対応

## スクールカウンセラー(SC)事業（■）

児童生徒の不安等に対応するためSCを配置

## スクールソーシャルワーカー(SSW)事業（■）

社会福祉等の関係機関との調整を行うSSWを配置

## 子どもの自殺危機対応チーム（●、■、▲）

多職種の専門家で構成された、地区チーム（県内4地区）とコアチームにより、学校等の支援者を支援

# 「長野県子どもの自殺危機対応チーム」の概要

## 1 子どもの自殺危機対応チーム

令和元年10月に設置され、学校等の地域の支援者に対して、多職種の専門家による助言、必要に応じてチームによる直接支援を目的としたチーム

## 2 構成

コアチーム [11名]	地区チーム
○精神科医 ○心理士 ○精神保健福祉士 ○弁護士 ○自殺対策NPO法人 ○インターネット専門家	各職種2~3人 (自殺対策NPO法人、インターネット専門家メンバーは、R5以降必要に応じ地区チームに参加。R7~社会福祉士も参加。)

## 3 主な支援対象者

未成年者のうち、「自殺未遂歴や自傷行為の経験がある」「自死遺族」「自殺のほのめかしがあり自殺の可能性が否定できない」者等自殺のリスクが高いケース

## 4 支援要請件数

校種別	人数	割合	1年	2年	3年
高校	49人	68.1%	12人	20人	17人
中学	23人	31.9%	3人	11人	9人

性別	人数	割合
男	21人	29.2%
女	51人	70.8%

# 「SOSの出し方に関する教育」の概要

## 1 SOSの出し方に関する教育

自殺対策基本法に努力義務として実施が定められており、文部科学省及び厚生労働省から、各学校や地域の実情を踏まえつつ、毎年1回以上実施するなど積極的に取り組むよう通知されている。

## 2 令和6年度実施状況

	実施学校数	未実施学校数	実施率	R5実施率
小学校	334	16	95.4%	95.2%
中学校	180	4	97.8%	95.7%
公立高校	90	12	88.2%	83.3%
私立高校	12	12	50.0%	72.7%

## 3 活用した授業時間

	学級活動	体育（保健）	道徳	複数教科	その他
小学校	29.6%	29.6%	6.0%	22.8%	12.0%
中学校	67.8%	6.7%	13.9%		11.7%

	ホームルーム	保健体育	学年集会	その他
公立高校	39.8%	16.1%	26.9%	17.2%
私立高校	50.0%	16.7%	16.7%	16.8%

「若者との共創によるワークショップ」子ども・若者からの提案（R4～R7まとめ）

主な提案	主な項目	長野県の状況	対応状況
フリースペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿坊や空き家を活用して、なんとなく夜中に集まれる居場所を作る。</li> <li>・直接の場所とオンラインを組み合わせたものがあるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクール／フリースペース／ユースセンター</li> <li>・信州子どもカフェ</li> </ul>	実施
オンライン居場所	匿名のオンライン上の居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きるのがしんどいあなたのためのWeb 空間</li> <li>「かくれてしまえばいいのです」(ライフリンク)の周知(再掲)</li> </ul>	実施
同年代の相談事業	心理学を学んだ大学生等が相談にのってくれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINE 相談「ひとりで悩まないで@長野」における大学生の参加(ピアデイ)</li> </ul>	実施 (心の支援課)
SNS相談事業	SNS相談 LINE相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひとりで悩まないで@長野」</li> <li>「親子のための相談LINE」の実施</li> </ul>	実施 (心の支援課／子ども家庭課)
死にたい人の気持ちや対応について学ぶ場	つらさについて他の若者や大人にも知ってほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲートキーパー研修の実施(地域、信州コンソーシアム事務局)</li> <li>支援者向け研修会の実施</li> </ul>	実施
若者が自殺対策について提案できる場	若者自身が考えたことが提案できるとよい	「若者が考える、生きるを支えるワークショップ」の実施	実施
緊急避難場所	死にたくなかったときにアポなしで駆け込める場所を作る		未実施
学校への提案 (各学校の取組に関する提案が多いため、参考とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを主体の学校にする</li> <li>・子どもにも情報の開示を(例:アンケートは誰が見るのか等そういったことも子どもに伝えてほしい)</li> <li>・相談室は複数設置する</li> <li>・相談室の名前に「相談」とつけない</li> <li>・学校、クラスにとらわれない環境で居場所を見つけやすくする</li> <li>・選択授業の増加</li> <li>・苦手を克服するより長所を伸ばせる面談や授業の実施</li> <li>・休み方、さぼり方講座の実施</li> <li>・宿題を指定でなく、自主学習のものを提出に</li> </ul>		

# 「RAMPS(精神不調アセスメントツール)」の概要

## 1 RAMPS

子どもたちの「見過ごされがちな自殺リスク」を可視化し、予防に繋げるためのITツール

## 2 実施対象

県立高校、私立高校等

## 3 実施方法

- ・保健室、個別、集団検診の3パターンの検診方法(～R5:保健室、R6～:集団)
- ・(1次検査)生徒がタブレットで回答 → アセスメント → (2次検査)タブレットを用いて面談
- ・R7は実施校を拡大し、集団検診を実施することで、RAMPSの効果と課題について検証

## 4 実施状況 (R7.9月末時点)

年度	学校数	実施生徒数		アラート発出件数	
		計	実施率	計	発生率
R3	10	357	5.8%	16	4.5%
R4	10	120	2.0%	3	2.5%
R5	8	16	0.4%	0	0.0%
R6	10	736	18.0%	7	0.8%
R7	17	5,413 (予定)		6	

夏休み明け～ 順次検診を実施中

12月までに、約7割の学校において  
1次検査終了予定

## <参考> RAMPS説明資料 1 / 2

### タブレット等を用いた「こころとからだのアンケート」について (通称 R A M P S : Risk Assessment of Mental Physical Status)

#### RAMPSとは？

自殺リスクや精神不調の見逃ごしを防ぎ、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システムです。

※文部科学省が推奨する一人一台端末を活用した健康観察・教育相談システムの一つ

#### RAMPSの特色は？

- 生徒の見逃ごされがちな「自殺リスク」を可視化
- 生徒が質問に答えていくと、リスク評価を自動で表示
- 自殺リスクが高いと関係職員にアラートを発出 →生徒の状況の関係職員間の共有が可能

#### 【質問の画面イメージ】



#### 実施方法 (集団検診)



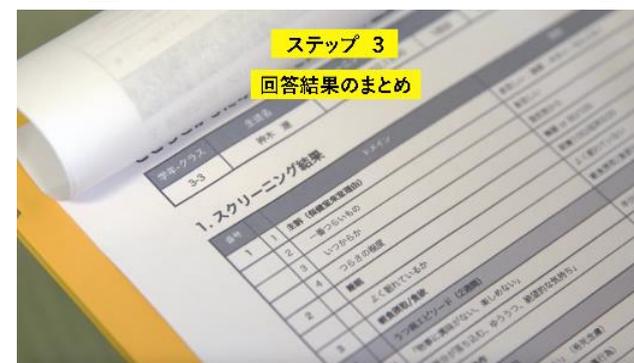
#### ①<1次検査>スクリーニング

生徒がタブレットで質問に回答  
質問は生活状況や精神状態、希死念慮などの11問。結果は自動集計。



#### ②<2次検査>アセスメント(面談)

1次検査の結果で問題があると思われる項目を中心に、画面現れる質問に沿って質問 (入力は面談者が実施)



#### ③個別対応の検討

一次・二次検査の結果を基に、生徒への対応を検討  
→ 回答一覧の出力が可能

## <参考> RAMPS説明資料 2 / 2

### 自殺リスクの表示（4段階）と対応例

- (-) 今のところはリスクが低い
    - 経過観察
  - (+) 中程度リスク
    - 関係職員と情報共有し、経過観察。
  - (2+) 中高度リスク
    - 必要に応じ、3+と同じ対応。
  - (3+) 高度リスク
    - 自殺の危険性が高く、迅速に対応。
- ※実際の対応は児童の状況に応じて異なります。

### 【RAMPSの質問に対する疑問】

- Q)生きていることのつらさ、死にたい気持ちについて聞くと、その気持ちを加速させそうで心配
- A)死にたい気持ちがある人に、その話題について尋ねても、それが引き金になったり、気持ちを加速させたりすることはないという研究データがあります。むしろ、その気持ちを受け止めることで安心感に繋げ、気持ちを和らげることに繋がります。

### 検査の流れ

- 検査実施まで
  - ①管理者、生徒情報登録
  - ②生徒、保護者への説明（書式例あり）
  - ③生徒用ID、パスワードの配布
- 検査実施
  - ①1次検査（タブレット入力）
  - ②リスクのある生徒の確認
  - ③2次検査（面談・既定の質問を問診）
- 検査結果確認、対応

※長野県のモデル事業であり、実施費用や契約等の会計上の事務は県が負担します。